

深川市介護予防・日常生活支援総合事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱

平成29年3月31日

訓令第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項及び第2項並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2の規定に基づき、深川市が行う第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適正かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。）、深川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年深川市訓令第15号。以下「実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

(費用の額の算定)

第3条 第1号事業に要する費用の額は、別表に定める単位に次の表に定める1単位の単価を乗じた額の100分の90（法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあつては100分の80、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の70）に相当する額を算定する。

| 区分      | サービスの種類  | 単価（1単位当たり） |
|---------|----------|------------|
| 訪問型サービス | 訪問型サービスA | 10円        |
| 通所型サービス | 通所型サービスA |            |

2 前項の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月31日訓令第33号）

この訓令は、平成30年8月31日から施行し、改正後の深川市介護予防・日常生活支援総合事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月28日訓令第40号）

この訓令は、平成30年12月28日から施行し、改正後の深川市介護予防・日常生活支援総合事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の第3条第1項の規定は、平成30年8月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日訓令第25号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月13日訓令第37号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年4月22日訓令第31号）

1 この訓令は、令和3年4月22日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年7月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の深川市介護予防・日常生活支援総合事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年9月30日訓令第83号）

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

## 別表

## 1 訪問型サービスA費

|     | サービスの種類              | 単位<br>(1月につき)            | 対象者  |
|-----|----------------------|--------------------------|--|
| (1) | 訪問型サービスA費 (I)        | 1, 176                   | 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）等において1週に1回程度の訪問型サービスAが必要とされた者  |
|     | 訪問型サービスA費 (II)       | 2, 349                   | 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の訪問型サービスAが必要とされた者  |
|     | 訪問型サービスA費 (III)      | 3, 727                   | 介護予防サービス計画においてイに掲げる回数を超える訪問型サービスAが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は特段の事情により一時的な集中利用が必要と判断された事業対象者） |
| (2) | 介護職員処遇改善加算 (I)       | 所定単位により算定した単位数の1000分の137 |  |
|     | 介護職員処遇改善加算 (II)      | 所定単位により算定した単位数の1000分の100 |  |
|     | 介護職員処遇改善加算 (III)     | 所定単位により算定した単位数の1000分の55  |  |
| (3) | ア 介護職員等特定処遇改善加算 (I)  | 所定単位により算定した単位数の1000分の63  |  |
|     | イ 介護職員等特定処遇改善加算 (II) | 所定単位により算定した単位数の1000分の42  |  |
| (4) | 介護職員等ベースアップ等支援加算     | 所定単位により算定した単位数の1000分の24  |  |

|          |     |                                    |
|----------|-----|------------------------------------|
| (5) 初回加算 | 200 | 介護予防サービス計画等において新規で訪問型サービスAが必要とされた者 |
|----------|-----|------------------------------------|

注1 利用者に対して、訪問型サービスA事業所（深川市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年深川市訓令第18号。以下「基準要綱」という。）第5条第1項に規定する訪問型サービスA事業所をいう。以下同じ。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。以下同じ。）が、訪問型サービスA（基準要綱第4条に規定する訪問型サービスAをいう。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

- 2 訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問型サービスA事業所と同一の建物（以下、「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問型サービスAを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算する。
- 3 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービスA費は、算定しない。
- 4 利用者が一の訪問型サービスA事業所において訪問型サービスAを受けている間は、当該訪問型サービスA事業所以外の訪問型サービスA事業所が訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA費は、算定しない。
- 5 (2)において、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第100号の規定により準用する同告示第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「訪問型サービスA事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問型サービスA事業所が、利用者に対し、訪問型サービスAを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、所定単位数に加算する。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。
- 6 (3)の算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、対象事業所が、併設している指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、アかイのいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。
- 7 (4)の算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること及び賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の3分の2は介護職員等ベースアップ等に使用することを要件とする。
- 8 (5)の算定に当たっては、初回月内にサービス提供責任者自ら訪問介護を行う場合、または他の介護職員等に同行訪問した場合に加算する。

## 2 通所型サービスA費

| サービスの種類<br>(対象者) |   |                           |                    | 単位<br>(1月につき) |
|------------------|---|---------------------------|--------------------|---------------|
| (1)              | ア | 週1回<br>(事業対象者・<br>要支援1・2) | (ア) 2時間以上3時間未<br>満 | 1, 414        |
|                  |   |                           | (イ) 3時間以上5時間未<br>満 | 1, 493        |

|     |                    |                           |                             |               |      |
|-----|--------------------|---------------------------|-----------------------------|---------------|------|
|     |                    | (ウ)                       | 5時間以上                       | 1, 572        |      |
| イ   | 週2回<br>(要支援2)      | (ア)                       | 2時間以上3時間未満                  | 2, 905        |      |
|     |                    | (イ)                       | 3時間以上5時間未満                  | 3, 066        |      |
|     |                    | (ウ)                       | 5時間以上                       | 3, 228        |      |
|     |                    | (2) 運動機能向上加算              |                             |               | 150  |
| (3) | ア                  | 週1回<br>(事業対象者・<br>要支援1・2) | 入浴加算                        | 25<br>(1日につき) | 5日以内 |
|     | イ                  | 週2回<br>(要支援2)             |                             |               | 9日以内 |
| (4) | 介護職員処遇改善加算 (I)     |                           | 所定単位により算定した単位数の<br>1000分の59 |               |      |
|     | 介護職員処遇改善加算 (II)    |                           | 所定単位により算定した単位数の<br>1000分の43 |               |      |
|     | 介護職員処遇改善加算 (III)   |                           | 所定単位により算定した単位数の<br>1000分の23 |               |      |
| (5) | 介護職員等特定処遇改善加算 (II) |                           | 所定単位により算定した単位数の<br>1000分の10 |               |      |
| (6) | 介護職員等ベースアップ等支援加算   |                           | 所定単位により算定した単位数の<br>1000分の11 |               |      |

注1 通所型サービスA事業所（基準要綱第41条第1項に規定する通所型サービスA事業所をいう。以下同じ。）において、通所型サービスA（基準要綱40条に規定する通所型サービスAをいう。以下同じ。）を行った場合に、事業対象者においては週における利用回数、要支援者においては要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。

- 2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA費は、算定しない。
- 3 利用者が一の通所型サービスA事業所において通所型サービスAを受けている間は、当該通所型サービスA事業所以外の通所型サービスA事業所が通所型サービスAを行った場合に、通所型サービスA費は、算定しない。
- 4 通所型サービスA事業所と同一建物に居住する者又は通所型サービスA事業所と同一建物から当該通所型サービスA事業所に通う者に対し、通所型サービスAを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
  - ア 要支援1（週1回程度利用） 376単位
  - イ 要支援2（週2回程度利用） 752単位
- 5 (2)に算定に当たっては、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして深川市に届け出て、利用者の運動器の機能維持又は向上を目的として実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「運動機能向上サービス」という。）を行った場合は、所定単位数を加算する。
  - ア 利用者の運動機能の状態を利用開始時に把握し、介護職員等が共同して、運動

機能向上計画を作成していること。

イ 利用者ごとの運動機能向上計画に従い、介護職員等が運動機能向上サービスを行うとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

ウ 利用者ごとの運動機能向上計画の進捗状況を機能訓練指導員等の協力を得て、定期的に評価していること。

- 6 (3) の算定に当たっては、1月につき定める所定日数を限度とし、利用日数に応じて加算する。ただし、同項(1)ア(ア)及びイ(ア)の利用区分は、算定しない。
- 7 (4) において、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第112号の規定により準用する同告示第4号の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして深川市に届け出た通所型サービスA事業所が、利用者に対し、通所型サービスAを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。
- 8 (5) の算定に当たっては、(4) について、介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。
- 9 (6) の算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること及び賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の3分の2は介護職員等のベースアップ等に使用することを要件とする。